

○ 資金決済に関する法律施行令第三十条第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限を定める件（令和三年金融庁告示第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>資金決済に関する法律施行令第三十条第四項に規定する金融庁長官の指定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）<u>第四十条の二第一項（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による認可</u></p> <p>二 <u>法第四十条の二第二項（法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による届出の受理</u></p> <p>三 <u>法第四十条の二第三項（法第三十七条の二第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による認可の条件の付加及びこれ</u> <u>の変更</u></p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）<u>第四十条の二第一項の規定による認可</u></p> <p>二 <u>法第四十条の二第二項の規定による届出の受理</u></p> <p>三 <u>法第四十条の二第三項の規定による認可の条件の付加及びこれ</u> <u>の変更</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	